

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日に当たるときは、その翌日)

## 告示

### 鳥取県告示第四百五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第三項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録の有効期間の更新をしたので、同規則第三十五条の五第三項において準用する同規則第三十一条の四第四項の規定により告示する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

営業所の所在地

住所に同じ。

登録番号 登録の更新年月日 氏名 名称又は屋号

一〇八八七五六四三二	八振第一号	昭和二四、一	藤谷 美智子	金
林博井吉宮土西渡辺田		金	トシコ	田
憲鶴英定きよ江尾辺田		まつ	伊喜子	平
一枝俊子のや富士よ渡辺田		一	よしきく	田
林いや富士よ渡辺田		一	よしきく	手
旅づき旅食旅商		一	旅	旅
館みた館堂し館力店		一	商	店
六四二		一		
宮谷一九六の一 郡家六三三の三		一		
八頭郡郡家町大字郡家 住所に同じ。		一		

道路の供用の開始

道路の区域の変更

道路の供用の開始

- ◇告示  
米飯提供業者の登録の有効期間の更新
- 米飯提供業者の登録の有効期間の更新
- 米飯提供業者の登録
- 道路の区域の変更
- 道路の区域の決定

目次



六五六三六二六一六〇五九五八五七五六五五五四三四九四八四七四六四五四三四二四一四〇三九三八

安山宮 安米河 石木岸 浅藤後西藤米田岸橋坂荒  
共下大專共封谷原木田原藤昌杏田中大木大木  
菊乃家觀瀬玉岩太笠

敏達 志輝昌秀重宮と雪満晴た恵壽  
千賀子岡崎  
明子三嚴津し智に正美か子賀  
枝

新 等 万 及 之 才 赤 新 旅 か 駐 モ 塩 駅 余 丸 後 田 上 由 柳 河 花 事

菊リ  
し  
橋  
玉  
家光太  
アル  
館  
食堂

食 乃  
食 も  
中 才

國屋福久家と屋や屋西屋八共藤柳屋當屋

用瀬町大 佐治村大 智頭町大 用瀬町大 智頭町大

原同原頭官頭原頭官頭原頭官頭原頭

“ ” “ ” 僕 は “ ” 僕 は “ ” “ ” 僕 は “ ” “ ” “ ” “ ”

郡用瀬町大  
に同じ。

原頭曾曾頭原頭曾

登録番号	年月日登録	氏名	名称又は屋号	所住	営業所の所在地
八振第三四号	昭四一	石龜	波子・弁天食	八頭郡若桜町大字若桜三九〇	八頭郡若桜町大字若桜三九〇 住所に同じ。
三五〇	"	奈羅尾直治	つくよね山	春米一〇三	八頭郡若桜町大字春米字田の上六三〇 住所に同じ。
五〇〇	"	国広茂山	市	用瀬町大字用瀬三五五の一	

鳥取県告示第四百六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年六月九日

鳥取縣知事  
石  
破  
二

石破

—

七

株式会社 厚生苑  
木林 榻西 小平 藤芦 和寺 藤木 葉  
原原 田繩 尾尾 林林 原原 原原  
多瀬 秋千 琴千 君ち 政政 義義  
一郎 孝子子 恵よ 惠い 德徳 く  
茶石 三ア松照荒富柳ひ 西だと  
平クロバツ士士川か尾  
の厚生食食食食

# 屋原や館堂屋苑國堂堂屋館原や館

" " " " " " " " " " " " " " " " " "

原野三原

七  
三  
一  
一

Digitized by srujanika@gmail.com

登録番号	食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四	有田善子	五二一
登録の年月日	株式会社智頭ストア 林恭治	安部操	おたみ
氏名	前川喜代子	川丸善	川善
名称又は屋号	智頭ストア	智頭ストア	智頭ストア
員	智頭町大字智頭一八六二	智頭町大字智頭一八六二	智頭町大字智頭一八六二
職	郷原一三九の五	郷原一三九の五	郷原一三九の五
店	住所に同じ。	住所に同じ。	住所に同じ。
店	日野郡日野町根雨一四〇	日野郡日野町根雨一四〇	日野郡日野町根雨一四〇
店	黒坂一五〇一	黒坂一五〇一	黒坂一五〇一
店	根雨四二七	根雨四二七	根雨四二七
店	六七六	六七六	六七六
店	六三三	六三三	六三三
店	二〇二の二	二〇二の二	二〇二の二
店	四〇五	四〇五	四〇五
店	三八二	三八二	三八二
店	六七三の一	六七三の一	六七三の一
店	黒坂一四五〇の九	黒坂一四五〇の九	黒坂一四五〇の九
店	一一二	一一二	一一二
店	根雨一三五	根雨一三五	根雨一三五
店	三〇五の三	三〇五の三	三〇五の三

## 鳥取県告示第四百七号

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石破二朗

用瀬三九一

八頭郡智頭町大字智頭一七〇一

(第三種郵便物認可) 昭和42年6月9日 金曜日

鳥取縣公報

一四 一五 一六 一七 一八 一九 一〇 二一 三一 三三 三五 三六 三七 三八

日野郡江府町鏡ヶ成七〇九ノ一  
日野郡溝口町溝口六五二ノ一  
住所に同じ。  
住所に同じ。  
住所に同じ。



登録番号

登録年月日 氏名

住所

営業所の所在地

日振第五九号

昭四四一築原 梢ぶたまん

日野郡溝口町谷川六〇八

日野郡溝口町溝口六六三

六〇〇

伊田、垣代梅本旅

日南町多里一六七ノ一

住所に同じ

六二〇

井谷都井谷旅

上石見九三七ノ一

## 鳥取県告示第四百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定に基づき、  
道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課  
において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石破二朗

種類の路線名	区間	前後別	敷地の幅員
一般国道	九号	変更前	五・〇
"	岩美郡岩美町大字蒲生字山ノ下二、一三六の三の地先から	変更後	五・三
"	一七の地先まで	変更前	六・五
"	字水揚二、一	変更後	二四〇

変更前	変更後	変更前	変更後
四・〇	七・三	五・三	九・七
一、五五〇	一	一、〇〇〇	一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
一	四・〇	一	五・三	一	六・五	一	二四〇	一	三〇・七	一
一	七・三	一	九・七	一	一、〇〇〇	一	二四〇	一	一、九〇〇	一
一	一、五五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
岩美郡岩美町大字恩志字屋敷一三三	岩美郡岩美町大字蒲生字寺谷山一、六七の一の地先から	東伯郡北条町大字宇野字西又二九七	東伯郡羽合町大字宇野字湯山字鳥越二、〇	岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇						
の三の地先から	七一の一の地先まで	八の二の地先から	七二の二の地先から	の三の地先まで	の三の地先から	の三の地先から	の三の地先から	の三の地先から	の三の地先から	の三の地先から
の五の地先まで	字稻荷砂田八	五の四の地先まで	五の四の地先まで	五の四の地先まで	五の四の地先まで	五の四の地先まで	五の四の地先まで	五の四の地先まで	五の四の地先まで	五の四の地先まで
大字新井字物座四四七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
一	五・一	一	五・一	一	五・一	一	五・一	一	五・一	一
一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三	一	一、七三三	一

西伯郡大山町上万字大門五〇の一の地先から		保田字羽ヶ上六二の地		先まで		西伯郡淀江町大字淀江字八軒町九八三の地先から		米子市三本木字土器田中島九四五の地先まで		西伯郡若桜町大字浅井字樋ヶ瀬二一九の六の地先から		八頭郡若桜字円徳一二九八の三の地先まで		八頭郡八東町大字富枝字山崎河原三六〇の三の地先から		大字徳丸字田中開地三一五の八の地先まで		八頭郡八東町大字徳丸字棚田八五六の五の地先から		大字安井宿字下神事二三の四の地先まで	
変更後		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前		変更後			
一		一一・〇		五・一		一		一〇・一		一		一六・五		一		一〇・一		一			
一		九四〇		七二〇		一		八・〇		一		四・四		一		一〇・一		一			

において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種道路類		路線名		区間		敷地の幅員		延長メートル	
県道	岩美停車場線	岩美郡岩美町大字高山字中田四二の地先まで	大字恩志字屋敷一三三	七・〇	七・三	二四〇			
福部鳥取線	岩美郡福部村大字細川字青鶴七二二の地先まで	大字恩志字屋敷一三三	七・〇	七・三	二四〇				
東郷湖線	東伯郡羽合町大字橋津字三ノ屋敷一の地先から	大字宇野字西又二九七	六・五	六・八	一一四				
下市停車場線	下市停車場線	西伯郡中山町上市字浜塚二七五の一の地先まで	大字宇野字西又二九七	四・六	四・七	一一四			
淀江停車場線	淀江停車場線	西伯郡淀江町大字淀江字御屋敷五五の地先まで	大字宇野字西又二九七	五・〇	五・一	一一四			
若桜停車場線	若桜停車場線	八頭郡若桜町大字若桜字隈田一二二の地先まで	大字宇野字西又二九七	一・一・〇	一・一・〇	一一四			
		八頭郡若桜町大字若桜字下町三九六の地先まで	大字宇野字西又二九七	七・五	七・五	一一四			
		八頭郡若桜町大字若桜字下町三九六の地先まで	大字宇野字西又二九七	一六・五	八六五	一一四			

## 鳥取県告示第四百十号

道路交通法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課

## 鳥取県告示第四百十一号

道路交通法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年六月九日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種道路類の 路線名	区	間	供用開始の期日
県道 岩美停車場線	岩美郡岩美町大字高山字中田四二の地先まで	大字恩志字屋敷一三三	昭和四十二年六月九日
福部鳥取線	岩美郡福部村大字細川字青鷺七二二の地先から	字湊九二〇の	"
東郷湖線	東伯郡羽合町大字橋津字三ノ屋敷一の地先まで	下市停車場線	"
淀江停車場線	東伯郡中山町上市字狐塚二七五の一の地先から	下甲字小松谷東平一〇の地先まで	"
若桜停車場線	西伯郡淀江町大字淀江字御屋敷五五の地先から	大字宇野字西又二九七の地先まで	"
若桜温泉	八頭郡若桜町大字若桜字隈田一二三の地先まで	字八軒町九八の地先まで	"
八頭郡若桜町大字若桜字下町三九六の地先まで	字下町三九六の地先まで	"	"

#### 鳥取県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す

種道路類の 路線名	区	間	供用開始の期日
県道 本山伯太線	日野郡日南町大字菅沢字荒神の本四〇の七八的地先まで	日野郡日南町大字菅字大原中原二の二〇の七八的地先まで	昭和四十二年六月九日
本山伯太線	日野郡日南町大字菅沢字塔田奥九二の二〇の七八的地先まで	日野郡日南町大字印賀字大原中原二の二〇の七八的地先まで	"
変更後	前変更後	変更前	変更後
四・四	一〇・三	四、二六〇	四、九五七
二八・〇	一〇・三	四、二六〇	四、九五七

#### 鳥取県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年六月九日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年六月九日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種道路類の 路線名	区	間	供用開始の期日
県道 本山伯太線	日野郡日南町大字菅沢字菅現谷五七の七八的地先まで	日野郡日南町大字菅字大原中原二〇の七八的地先まで	昭和四十二年六月九日
本山伯太線	日野郡日南町大字菅字大原中原二〇の七八的地先まで	日野郡日南町大字印賀字大原中原二の二〇の七八的地先まで	"